

70. 「茂栗」の読み方と由来

問 「茂栗」という地名の読み方と、その由来を知りたい、「宮城県地名考」にないの。

答 「茂栗」という地名の読みは「もくり」で、「宮城県各村字調書」(宮城県)に、『登米郡新田村⁽¹⁾茂栗』と記されています。

その地名由来については、新田村(現迫町)に茂栗の墓があるので、その所在地の字名を茂栗というのと、次の諸書が記しています。

1. 「登米郡誌」下巻(登米郡役所編)

『茂栗こくりの墓』

新田村新田上字茂栗(新田村大町みん宅内)にあり、屋後竹林中瓢形にして、大なる方約三坪程小なる方稍二坪程あり、何れも饅頭型をなし、大なる方の頂上に板碑あり、何れも長さ一尺七八寸幅七八寸にして上部に梵字一字あり、他は磨滅して読むを得ず、数年前発掘して何物をも得ず、口碑蒙古人の墓なりと、故に字を茂栗といふと言伝ふ。

一、蒙古の碑なるもの志田郡荒雄村字李坪〔すもぞね〕稱祝山富光寺山門外側にある事志田郡沿革史に見ゆ、その碑銘左の如し。

右志道過去三世幽靈出所生安導師如来等

弘安四年辛巳十二月八日

往生極楽乃至法界平等

一、登米郡新田村字茂栗に蒙古の碑あり、粘板岩にてつくれる板碑の破片貳個あり、赭色に変じたるより見れば、焼けてかくは碎けたるならん、弘安などの年号刻しありしかば、蒙古の碑といひ囃しけめ、蒙古をモクリ高麗をコクリといへれば、この地名もこの碑に基けるか、夫れに付ても年号の見えぬは惜き事なり(互邨雑記)

2. 「登米郡新田村史」(新田村史編纂委員会編)

『茂栗』

茂栗はムクリコクリ、蒙古から名が出ており、藩士大町氏の屋敷の裏山に今も蒙古碑と称する板碑がある。この板碑は四、五十年前までは弘安の字が読めたが今は割れて読めなくなった。弘安ノ役に敗れた蒙古人の墓と伝えられているが、勿論これは弘安の年号から附会したものに過ぎない。』

3. 「観光登米郡」(高野運太郎。「宮城県史」16の内)

『新田村』

茂栗こくりの墓 茂栗こくりの墓は新田村上新田字茂栗にある。こゝに瓢形の古墳があつて、大きい方は約三坪、小さい方は約二坪で土饅頭の形をし、大きい方に板碑が立っている。板碑は半ば破損して、「弘」の字のみがかすかに読みとられるが、古老の話によれば、もと「弘安」と刻まれ

であったという。口碑によると、これは蒙古人の墓であって、昔は蒙古を「モクリ」、高麗を「コクリ」といい、地名も茂栗と名附けたと伝えられる。』

4. 「迫町史」(迫町編)

『茂栗

大町氏の屋敷の裏山に瓢形の塚があり、その上に蒙古の碑がある。昔から蒙古高麗様または蒙古といわれ、これが茂栗もくりに変わったのである。』

この「茂栗」のある新田村は、もと佐沼・北方・栗原郡藤沢一円と共に栗原郡佐沼郷の中の一村でしたが、明治維新後宇都宮藩の取締地となり、明治2年登米県の管轄に属し、次いで一関県、水沢県、磐井県を経て、同9年宮城県の管内に入った村でした。その後11年には栗原郡から分離して登米郡に編入されます。そして、昭和30年4月1日、佐沼町・北方村と合体合併して迫町となり、今日に至っています。

なお、「もくり」について「大言海」(大槻文彦(2))は、次のように記しています。

『モクリ・コクリ又むくりこくり。

①蒙古(元)と高句麗(高麗、魏書ニ高句麗トアリ、朝鮮ノ古国ノ名)トヲ併セ称スル語。弘安四年ニ、両国ノ兵、十余万、我が筑紫ニ寇(3)シテ、溺没シタル時ノ称ナリ。今其死者ノ残碑ナド(4)ニ云フ。

②異国人ヲ罵リテ云フ語。

③恐ロシキモノニ譬ヘテ、小兒ノ泣ヲ止ムルニ云フ語。』

注(1) 宮城県所蔵文書で「宮城県史」32の内に収録されており、次のように解題してある。

『本文書は地籍簿とともに宮城県永年保存文書で、現在総務部総務課文書管理室に保管されており、仙台区および十六郡計十七冊になっている。表題は刈田・伊具・亘理三郡分が「磐城国」、他は「陸前国」を冠し、「磐城国刈田郡各村字調書」・「陸前国宮城郡各村字調書」等となっている。〔中略〕

作成年月日は右のいずれの冊にも記載がないが、明治二十二年四月一日の市町村制施行によって統合消滅した村名によって分類されているので、右施行前の調書である。また、記入欄が一国・郡・村・数ヶ所ヲ包括スル大字・字・従来称呼地券面外別種ノ字一に分けられていて、地券面記載の字名の調書であることが明らかである。したがって、明治五年七月の大蔵省達第三号で地券が発行されることになってから、前記市町村制施行までの間いずれかの時期(十七、八年頃と思われる)に作成されたものであろう。

また訓み方を丹念に附してあるのをみると、手を尽して調べたものと思われ、何冊かの扉には「各村字傍訓調」と記されている。しかし、中にはどうかと思われる訓みもないではないが、発音のままや方言のままに記されているのは興味がある。したがって同一文字をいろいろ

ろに訓ませている(樋をヒ・トヒ・トヨ・ドウ)。

収録に当っては、大字名を括弧内に記したが、字名および従来の称呼(地券面外の)を区別せずに羅列した。また訓みは、まぎらわしいものや独得なもののみふり仮名を附した。』

注(2) p.110の注(4)参照。

注(3) 「元寇〔げんこう〕」といい、鎌倉時代、中国の元の大軍が日本に来襲した事件。元の世祖忽必烈〔フビライ・忽比烈〕は日本の入貢を求めてきたが、鎌倉幕府が拒否したため、文永11年〔1274〕元軍は壱岐・対馬を侵し博多に迫ったが敗退に終わった。弘安4年〔1281〕再び范文虎の率いる兵10万が来襲した。河野通有ら西国の将兵が勇戦奮闘してこれを大敗させた。二度の防戦とも、大風(「神風」とよぶ)が起って、敵艦の沈没するものが多かった。わが国未曾有の国難で、蒙古襲来あるいは文永・弘安の役ともいう。後世まで「もう」・「もうもう」・「もくりこくり」として、その時の恐怖心が残った。

注(4) 「蒙古の碑」と呼ばれるものが各地にある。仙台市内にも「弘安十年供養碑」(川内東北大学理学部附属植物園内)・「弘安五年古碑」(片平丁仙台大神宮内。もと川内筋違橋辺大松沢邸内にあったものを明治初年移したという。)・「弘安五年蒙古の碑」(燕沢善応寺内)。

資料 宮城県各村字調書(「宮城県史」32の内)

登米郡誌下巻(登米郡役所編)

登米郡新田村史(新田村史編纂委員会編)

観光登米郡(高野運太郎。「宮城県史」16の内)

迫町史(迫町編)

71. 国分郷六村とは

問 「弘化三年国分福岡村新堤築堅人足帳 人足主立 吉助」・「弘化四年国分郷六村潜堀替人足御日用働方附留帳 南部吉助」を⁽¹⁾読んで⁽²⁾いるが、~~国分郷~~⁽³⁾の~~六村~~⁽⁴⁾とはどの村々のことですか。⁽⁵⁾₍₆₎

答 国分郷六村は宮城郡国分の郷六村のことで、国分郷の六か村のことではありません。文書・記録は歴史の当事者が書き残したものですので、歴史を学び歴史を読み取るべきもので、単に表面の文字を辿るのみですと、却って誤まりをおかすことになります。

寛永17年〔1640〕から20年にかけて行われた寛永⁽⁷⁾検地の結果、領内郡村が再編され、近世的な郡村制度が確立されました。即ち、仙台領内の行政区画を公式には、21郡970村(ほかに常陸17村、下総1村、近江20村)としたが、磐井・栗原・桃生・志田・黒川・宮城の諸郡は大郡であるため、領内